

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

〔 令和 元年 11 月 1 日 〕
条 例 第 2 号

改正 令和 6 年 2 月 21 日条例第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の「給与」とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第 1 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例に特別の定めがある場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まない。

(準用)

第3条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給は、豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊岡市条例第 8 号）第 1 条から第 12 条の 2 まで、第 14 条から第 16 条まで及び第 18 条から第 30 条までを準用する。この場合において、「豊岡市職員の給与に関する条例」とあるのは「職員の給与に関する条例（平成 18 年北但行政事務組合条例第 7 号）」において準用する豊岡市職員の給与に関する条例」に、「豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とあるのは「職員の勤務時間等に関する条例（平成 21 年北但行政事務組合条例第 4 号）」において準用する豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に、「豊岡市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 54 号）」とあるのは「職員等の旅費に関する条例（平成 7 年北但行政事務組合条例第 24 号）」に、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

- 2 この条例の施行の日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者及び同法第22条第5項の規定による臨時的任用を行われていた者に係る令和元年12月2日以降当該日までの引き続いた当該職としての在職期間については、期末手当の基準日以前6箇月以内の期間における在職期間として通算する。

附 則 (令和6年2月21日条例第1号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。